

# 愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

## 新旧対照表(案)



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由								
	<b>第 1 編 総則</b>	<b>第 1 編 総則</b>									
	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>									
	<b>第 2 節 重点を置くべき事項</b>	<b>第 2 節 重点を置くべき事項</b>									
17	<b>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた室内での退避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	<b>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「 <u>屋内安全確保</u> 」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））								
17	<b>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	<b>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、 <u>積極的な被災者台帳</u> の作成及び活用を図ること。	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））								
	<b>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 5 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>									
	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>									
27	<b>5 指定公共機関</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行</td> <td>(1) 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。 (2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。 イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	日本銀行	(1) 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。 (2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。 イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。	<b>5 指定公共機関</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本銀行</td> <td><u>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</u> (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	日本銀行	<u>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</u> (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報	日本銀行防災業務計画との整合を図るため。
機関名	内容										
日本銀行	(1) 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。 (2) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。 ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。 イ り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。										
機関名	内容										
日本銀行	<u>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</u> (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報										

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																
31	<p>ウ 金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</p> <p>(ア) り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</p> <p>(イ) 手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分<sup>の</sup>猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</p> <p>(ウ) 災害関係融資について実情に即した措置</p> <p>エ 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</p> <p>オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</p> <p>カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</p> <p>キ 上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p> <p><b>6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1" data-bbox="219 970 1081 1129"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人愛知県看護協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	公益社団法人愛知県看護協会	(略)	(追加)	(追加)	一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	<p>(6) 海外中央銀行等との連絡・調整</p> <p><b>6 指定地方公共機関</b></p> <table border="1" data-bbox="1104 970 1966 1129"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益社団法人愛知県看護協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県病院協会</td> <td>医療及び助産活動に協力する。</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県 LP ガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	公益社団法人愛知県看護協会	(略)	一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。	一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)	<p>指定地方公共機関の追加</p>
機関名	内容																		
公益社団法人愛知県看護協会	(略)																		
(追加)	(追加)																		
一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																		
機関名	内容																		
公益社団法人愛知県看護協会	(略)																		
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。																		
一般社団法人愛知県 LP ガス協会	(略)																		
第 2 編 災害予防		第 2 編 災害予防																	
第 1 章 防災協働社会の形成推進		第 1 章 防災協働社会の形成推進																	
33	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="219 1289 1081 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) (追加)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1104 1289 1966 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1(1)～1(3) (略) 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用	<p>表記の整理</p>				
区分	機関名	主な措置																	
第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) (追加)																	
区分	機関名	主な措置																	
第 3 節 企業防災の促進	企業	1(1)～1(3) (略) 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用																	

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 5 月修正)	修正案	改正理由
	1(4) (略)	1(5) (略) (略)	
	<b>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	<b>第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>	
34	<b>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等のネットワーク化の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織、防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。	<b>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</b> (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等との連携体制の推進 いざという時には、日ごろからの地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関する NPO 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の NPO 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
36 37	<b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。	<b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）
	<b>第 3 節 企業防災の促進</b>	<b>第 3 節 企業防災の促進</b>	
37	<b>1 企業における措置</b> (1) ～ (3) (略) (追加)  (4) (略)	<b>1 企業における措置</b> (1) ～ (3) (略) (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。 (5) (略)	対策の追加（防災基本計画の修正 (H29.4)）
	<b>第 2 章 建築物等の安全化</b>	<b>第 2 章 建築物等の安全化</b>	
	<b>第 1 節 建築物の耐震推進</b>	<b>第 1 節 建築物の耐震推進</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
40	<p><b>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</b></p> <p>(3) 市町村及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保</p> <p>県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、市町村その他の民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>3 公共建築物の耐震性の確保・向上</b></p> <p>(3) 市町村及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保</p> <p>県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、駅、百貨店等多数の人が利用する特定建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、市町村その他の民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。</p> <p><u>特に、災害時の拠点となる市町村の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。</u></p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p>
42	<p><b>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</b></p> <p>(1) 応急危険度判定士の養成等</p> <p>県は、市町村や愛知県建築物地震対策協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。</p>	<p><b>6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備</b></p> <p>(1) 応急危険度判定士の養成等</p> <p>県は、市町村や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
<b>第 3 節 ライフライン関係施設等の整備</b>			
47	<p><b>4 上水道</b></p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立</p> <p>水道事業者（市町村長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。</p> <p>県は、市町村の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するように指示する。</p> <p>さらに県は、市町村への応援事項について、自衛隊あるいは他府県等への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>4 上水道</b></p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立</p> <p>水道事業者（市町村長）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。</p> <p>県は、市町村の実施する飲料水の供給又は施設の復旧につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するように指示する。</p> <p>さらに県は、市町村への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。特に、近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するとともに、激甚災害時に、大規模な支援対応が円滑にできるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</p> <p>(略)</p>	<p>厚生労働省防災業務計画との整合を図るため</p>
<b>第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b>			
55	<p><b>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</b></p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」による「地震</p>	<p><b>1 県（防災局、関係部局）及び市町村における措置</b></p> <p>県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」による「地震</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
56	<p>対策緊急整備事業計画]及び地震防災対策特別措置法(平成7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>また、<u>県及び市町村は</u>、地震防災対策を推進するため、<u>単独事業等</u>を実施する。</p> <p><b>4 単独事業</b></p> <p>(1) 防災対策事業</p> <p>県及び市町村は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、<u>防災対策事業債を活用した防災対策事業(防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業)</u>を実施する。</p> <p>ア <u>防災基盤整備事業の概要</u></p> <p>(ア) 事業計画：<u>防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出</u></p> <p>(イ) 対象事業：<u>防災施設整備事業、防災システムの IT 化事業、消防広域化対策事業</u></p> <p>イ <u>公共施設等耐震化事業の概要</u></p> <p>(ア) 事業計画：<u>公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出</u></p> <p>(イ) 対象事業：<u>地域防災計画にその耐震改修を進める必要のある施設</u></p> <p>(2) その他の事業</p> <p>県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市町村に対して県費補助金を交付し、市町村は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	<p>対策緊急整備事業計画]及び地震防災対策特別措置法(平成7 年法律第 111 号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</p> <p>また、<u>県は</u>、地震防災対策を推進するため、<u>市町村に対して補助事業等</u>を実施する。</p> <p><b>4 補助事業</b></p> <p>県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市町村に対して県費補助金を交付し、市町村は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。</p>	記載事業の終了												
<b>第3章 都市の防災性の向上</b>															
57	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="219 1161 1077 1358"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 マスタープラン等の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 マスタープラン等の策定	(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1108 1161 1966 1358"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>都市計画のマスタープラン</u>等の策定</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>都市計画のマスタープラン</u> 等の策定	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第1節 マスタープラン等の策定	(略)	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 <u>都市計画のマスタープラン</u> 等の策定	(略)	(略)													
57	<p><b>第1節 マスタープラン等の策定</b> (略)</p>	<p><b>第1節 <u>都市計画のマスタープラン</u>等の策定</b> (略)</p>	表記の整理												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
	<b>第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>	<b>第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>													
62	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 宅地造成の規制誘導</td> <td>県、市町村</td> <td>(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール (追加)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 宅地造成の規制誘導</td> <td>県、市町村</td> <td>(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール (4) 宅地危険箇所の耐震化</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール (4) 宅地危険箇所の耐震化	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第 3 節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール (追加)													
区分	機関名	主な措置													
第 3 節 宅地造成の規制誘導	県、市町村	(1) 宅地造成工事規制区域 (2) 造成宅地防災区域 (3) 宅地危険箇所の防災パ トロール (4) 宅地危険箇所の耐震化													
	<b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b>	<b>第 3 節 宅地造成の規制誘導</b>													
63	<b>県（建設部）及び市町村における措置</b> (1) ～ (3) (略) (追加)	<b>県（建設部）及び市町村における措置</b> (1) ～ (3) (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 <u>県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））												
	<b>第 4 節 土砂災害の防止</b>	<b>第 4 節 土砂災害の防止</b>													
63	<b>1 県（建設部、農林水産部）における措置</b>	<b>1 県（建設部、農林水産部）における措置</b>													
64	(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。	(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。	表記の整理												
65	<b>2 市町村における措置</b> (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ①～② (略) ③ 砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	<b>2 市町村における措置</b> (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。 ①～② (略) ③ <u>土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</u>	表記の整理												
	<b>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第 6 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>													



地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 5 月修正)	修正案	改正理由																											
67	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2(2)～2(8) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)		県	2(1) (追加)		2(2)～2(8) (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>2(1) 2(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 2(3)～2(9) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)		県	2(1) 2(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 2(3)～2(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																												
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)																													
	県	2(1) (追加)																												
		2(2)～2(8) (略)																												
	(略)	(略)																												
	(略)	(略)																												
区分	機関名	主な措置																												
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(略)																													
	県	2(1) 2(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u> 2(3)～2(9) (略)																												
	(略)	(略)																												
	(略)	(略)																												
	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>	<b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b>																												
67	<p><b>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p>	<p><b>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p>																												
68	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p>	<p>(5) 人材の育成等</p> <p>県及び市町村は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・<u>内容の充実</u>を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。</p>	表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））																											
	<p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</p>	<p>(6) 防災中枢機能の充実</p> <p><u>県、市町村及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））																											
69	<p><b>2 県（防災局）における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>2 県（防災局）における措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市町村業務継続計画等の策定促進</u></p> <p>県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。</p>	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）																											
	<p>(2) ～ (8) (略)</p>	<p>(3) ～ (9) (略)</p>																												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
70	<p><b>5 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>(2) 通信手段・設備等</p> <p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p>	<p><b>5 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>(2) 通信手段・設備等</p> <p>エ 防災情報システムの整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p><u>また、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
71	<p><b>7 道路河川の復旧等に係る施設・設備等</b></p> <p>災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>7 道路等の復旧に係る施設・設備等</b></p> <p>災害のため被災した道路や港湾等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
72	<p><b>9 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」</p> <p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県パン協同組合・敷島製パン(株)・フジパン(株)・山崎製パン(株)名古屋工場）」</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>9 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における燃料及び応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対 J A グループ愛知）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県パン協同組合・敷島製パン(株)・フジパン(株)・山崎製パン(株)名古屋工場）」</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における仮設トイレ等の賃貸借に関する協定書」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定書」（県対県石油商業組合）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の</p>	<p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
72	<p><b>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p> <p>(2) 市町村は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、<u>各市町村は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p>	<p><b>供給等に関する協定書」</b></p> <p><b>10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</b></p> <p>(2) 市町村は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、<u>応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u></p>	<p>表記の整理</p>
73	<p><b>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>県（環境部）は、<u>災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）に基づき、県災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について示すものとする。</u></p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分</li> <li>・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県産業廃棄物協（平成 17 年 4 月 1 日付け） 愛知県解体工事業連合会（平成 21 年 3 月 25 日付け） （追加） （追加） （追加）</li> </ul> <p>ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収</li> <li>・相手方 愛知県フロン回収・処理推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け）</li> </ul> <p>（略）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」</p>	<p><b>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>県（環境部）は、<u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</u></p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分</li> <li>・相手方 愛知県衛生事業協同組合（平成 17 年 4 月 1 日付け） 一般社団法人愛知県産業廃棄物協（平成 17 年 4 月 1 日付け） <u>一般社団法人愛知県解体工事業連合（平成 21 年 3 月 25 日付け）</u> <u>一般社団法人愛知県建設業協会（平成 29 年 2 月 17 日付け）</u> <u>一般社団法人愛知県土木研究会（平成 29 年 2 月 17 日付け）</u> <u>一般社団法人日本建設業連合会中部支部（平成 29 年 2 月 17 日付け）</u></li> </ul> <p>ウ 災害時等におけるフロン類の回収に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 被災地で廃棄される冷凍空調機器等のフロン類回収</li> <li>・相手方 愛知県フロン類排出抑制推進協議会（平成 17 年 4 月 1 日付け）</li> </ul> <p>（略）</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県衛生事業共同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン類排出抑制推進協議会）」</p>	<p>愛知県災害廃棄物処理計画の策定（H28.10）</p> <p>協定の締結及び名称変更</p> <p>協定の締結</p> <p>名称変更</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																		
73	<p><b>1 2 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>1 2 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め</u>、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど</u>、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村は、<u>効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>																		
74	<p>(2) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p>	<p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。<u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>																		
<b>第 7 章 避難行動の促進対策</b>																					
75	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市町村</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u>		(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</td> <td>市町村</td> <td>1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備		(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u>																			
	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	市町村	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備																			
	(略)	(略)																			
<b>第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等</b>																					
76	<p><b>市町村における措置</b></p> <p><b>1 緊急避難場所の指定</b></p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備</u></p>	<p><b>市町村における措置</b></p> <p><b>1 緊急避難場所の指定</b></p> <p>市町村は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p>																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
	<p>しておく。</p> <p>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</p>	<p>しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</p>	
	<p><b>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p>	<p><b>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p>	
77	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、<u>避難指示</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備情報</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア ～ エ（略）</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的なものとする。</p> <p>(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u></p> <p>市町村は、<u>避難勧告</u>又は<u>指示</u>の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア ～ エ（略）</p> <p>オ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>カ 避難勧告等の発令基準については、津波警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示（緊急）</u>等を発令することを基本とした具体的なものとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市町村は、<u>避難勧告等</u>の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p><u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p>	<p>避難情報の名称変更</p> <p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
	<p><b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b></p>	<p><b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b></p>	
77	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p>	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b></p> <p>市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。<u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
78 79	<p><b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b></p> <p><b>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</b></p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきこと</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p>	<p><b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b></p> <p><b>市町村及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</b></p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>イ 避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等<u>自身</u>が判断する場合は、「近隣の<u>安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきこと</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ <u>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u></p> <p>ウ <u>市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</u></p>	<p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p>
	<p><b>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	
	<p><b>第 1 節 避難所の指定・整備</b></p>	<p><b>第 1 節 避難所の指定・整備</b></p>	
80	<p><b>市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p>	<p><b>市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。</p> <p>また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。</p> <p><u>なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
81	<p>(2) 指定避難所の指定</p>	<p>(2) 指定避難所の指定</p>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由
	<p>イ（略） （追加）</p> <p>ウ～エ（略） （5）避難所の運営体制の整備 市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>イ（略）</p> <p>ウ <u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p> <p>エ～オ（略） （5）避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「<u>妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン</u>」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、<u>避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u></p> <p>ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））</p> <p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p>
	<p><b>第 2 節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第 2 節 要配慮者支援対策</b></p>	
81	<p><b>県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p>	<p><b>県（健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p>	
82	<p>（3）避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握するものとする。</p>	<p>（3）避難行動要支援者対策 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 ア 要配慮者の把握 市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、<u>外国人等</u>の情報を把握するものとする。</p>	<p>表記の整理</p>
83	<p>（エ）避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略） また、市町村は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて<u>説明し、意思確認</u>を行う。</p>	<p>（エ）避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 （略） また、市町村は、<u>当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認</u>により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて<u>周知</u>を行う。</p>	<p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
	<p>（4）外国人等に対する対策</p>	<p>（4）外国人等に対する対策</p>	<p>表記の整理（防</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
	<p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人県民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</u></p>	<p>県、市町村及び防災関係機関は、<u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</u></p>	<p>災基本計画の修正（H29.4）</p>																				
	<b>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第 9 章 火災予防・危険性物質の防災対策</b>																					
85	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 火災予防対策に関する指導</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、市町村</td> <td><u>3 危険物等の保安確保の指導</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 火災予防対策に関する指導	市町村	(略)	県	(略)	県、市町村	<u>3 危険物等の保安確保の指導</u>	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 火災予防対策に関する指導</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県、市町村</td> <td><u>3 (1) 危険物等保安確保の指導</u> <u>3 (2) 震災時の出火防止対策の推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 火災予防対策に関する指導	市町村	(略)	県	(略)	県、市町村	<u>3 (1) 危険物等保安確保の指導</u> <u>3 (2) 震災時の出火防止対策の推進</u>	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																					
第 1 節 火災予防対策に関する指導	市町村	(略)																					
	県	(略)																					
	県、市町村	<u>3 危険物等の保安確保の指導</u>																					
区分	機関名	主な措置																					
第 1 節 火災予防対策に関する指導	市町村	(略)																					
	県	(略)																					
	県、市町村	<u>3 (1) 危険物等保安確保の指導</u> <u>3 (2) 震災時の出火防止対策の推進</u>																					
	<b>第 1 節 火災予防対策に関する指導</b>	<b>第 1 節 火災予防対策に関する指導</b>																					
86	<p><b>3 県（防災局）及び市町村における措置</b> (追加)</p> <p>県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。</p> <p>なお、各市町村の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>3 県（防災局）及び市町村における措置</b> <u>(1) 危険物等保安確保の指導</u></p> <p>県及び市町村は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。</p> <p>なお、各市町村の火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 震災時の出火防止対策の推進</u></p> <p>県及び市町村は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、<u>電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>																				
	<b>第 10 章 津波等予防対策</b>	<b>第 10 章 津波等予防対策</b>																					



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																		
	<b>第 2 節 津波防災体制の充実</b>	<b>第 2 節 津波防災体制の充実</b>																			
90	<b>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</b> (2) 津波警報、 <u>避難指示</u> 等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。  (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や <u>避難指示</u> 等の発令・伝達体制を整えるものとする。	<b>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</b> (2) 津波警報、 <u>避難指示（緊急）</u> 等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。  (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や <u>避難指示（緊急）</u> 等の発令・伝達体制を整えるものとする。	避難情報の名称変更  避難情報の名称変更																		
90	<b>2 関係市町村における措置</b> (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた <u>避難指示</u> 等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には <u>避難指示</u> のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に <u>避難指示</u> 等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と <u>避難指示</u> 等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。	<b>2 関係市町村における措置</b> (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた <u>避難指示（緊急）</u> 等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には <u>避難指示（緊急）</u> のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に <u>避難指示（緊急）</u> 等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と <u>避難指示（緊急）</u> 等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。	避難情報の名称変更																		
	<b>第 3 節 津波防災知識の普及</b>	<b>第 3 節 津波防災知識の普及</b>																			
91	<b>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</b> 一般及び船舶に対しては、津波警報等及び <u>避難指示</u> 等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。	<b>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</b> 一般及び船舶に対しては、津波警報等及び <u>避難指示（緊急）</u> 等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。	避難情報の名称変更																		
	<b>第 1 1 章 広域応援体制の整備</b>	<b>第 1 1 章 広域応援体制の整備</b>																			
95	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 応援部隊に係る 広域応援体制の 整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 応援部隊に係る 広域応援体制の 整備	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(追加)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 節 応援部隊に係る 広域応援体制の 整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 支援物資の円滑</td> <td>県、市町村</td> <td>1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 3 節 応援部隊に係る 広域応援体制の 整備	(略)	(略)	第 4 節 支援物資の円滑	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第 3 節 応援部隊に係る 広域応援体制の 整備	(略)	(略)																			
(追加)	(追加)	(追加)																			
区分	機関名	主な措置																			
第 3 節 応援部隊に係る 広域応援体制の 整備	(略)	(略)																			
第 4 節 支援物資の円滑	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討																			

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		な受援供給体制の整備	1 (2) 訓練・検証等
	<b>第 2 節 広域応援体制の整備</b>	<b>第 2 節 広域応援体制の整備</b>	
95 96	<b>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</b> (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等との協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保 県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。	<b>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</b> (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。 <u>民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u>  (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ア 防災活動拠点の確保等 県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））  対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
	<b>第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b>	<b>第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b>	
96	<b>1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置</b> (1) (略) <b>◆ 附属資料第 15「緊急消防援助隊運用要綱」</b> <b>◆ 附属資料第 15「愛知県緊急消防援助隊受援計画」</b>	<b>1 県（防災局、健康福祉部）及び市町村における措置</b> (1) (略) (削除) <b>◆ 附属資料第 15「愛知県緊急消防援助隊受援計画」</b>	附属資料の整理
97	(追加)	<b>第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																																									
		<p><b>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</b></p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討  <u>県及び市町村は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 訓練・検証等  <u>県及び市町村は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書」                  ◆ 附属資料第 15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書」</p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p> <p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p>																																																									
	<b>第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>																																																										
98	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="4">県、市町村</td> <td>1(1) 総合防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1(2) 津波防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1(3) 津波対策訓練</td> </tr> <tr> <td>1(4) 動員訓練 (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(5) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(6) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(7) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 総合防災訓練	1(2) 津波防災訓練	1(3) 津波対策訓練	1(4) 動員訓練 (追加)			1(5) 防災訓練の指導協力			1(6) 訓練の検証			1(7) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 防災訓練の実施</td> <td rowspan="4">県、市町村</td> <td>1(1) 総合防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1(2) 津波防災訓練</td> </tr> <tr> <td>1(3) 津波対策訓練</td> </tr> <tr> <td>1(4) 動員訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(5) 広域応援訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(6) 防災訓練の指導協力</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(7) 訓練の検証</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1(8) 図上訓練等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 総合防災訓練	1(2) 津波防災訓練	1(3) 津波対策訓練	1(4) 動員訓練			1(5) 広域応援訓練			1(6) 防災訓練の指導協力			1(7) 訓練の検証			1(8) 図上訓練等		(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																																										
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 総合防災訓練																																																										
		1(2) 津波防災訓練																																																										
		1(3) 津波対策訓練																																																										
		1(4) 動員訓練 (追加)																																																										
		1(5) 防災訓練の指導協力																																																										
		1(6) 訓練の検証																																																										
		1(7) 図上訓練等																																																										
	(略)	(略)																																																										
	(略)	(略)																																																										
	(略)	(略)																																																										
区分	機関名	主な措置																																																										
第 1 節 防災訓練の実施	県、市町村	1(1) 総合防災訓練																																																										
		1(2) 津波防災訓練																																																										
		1(3) 津波対策訓練																																																										
		1(4) 動員訓練																																																										
		1(5) 広域応援訓練																																																										
		1(6) 防災訓練の指導協力																																																										
		1(7) 訓練の検証																																																										
		1(8) 図上訓練等																																																										
	(略)	(略)																																																										
	(略)	(略)																																																										
	(略)	(略)																																																										
	<b>第 1 節 防災訓練の実施</b>	<b>第 1 節 防災訓練の実施</b>																																																										
99	<p><b>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 広域応援訓練</p>	<p>対策の追加（熊</p>																																																									

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
100	<p>(5) 県及び市町村は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p>	<p><u>県及び市町村は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u></p> <p>(6) 県及び市町村は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p> <p>また、防災関係機関あるいは<u>自主防災組織</u>が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</p> <p><u>さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>(7) ～ (8) (略)</p>	<p>本地震の課題検証報告)</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
<p><b>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</b></p>			
101	<p><b>県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>市町村等</u>と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>ア ～ エ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>オ ～ ㇿ (略)</p> <p>ㇿ 警報等や避難指示等の意味と内容</p> <p>サ 緊急地震速報、津波警報等発表時や<u>避難指示</u>等の発令時にとるべき行動</p> <p>シ ～ ㇿ (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市町村は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>	<p><b>県（防災局、関係部局）、市町村及び県警察における措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>市町村や民間事業者等</u>と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>ア ～ エ (略)</p> <p>オ <u>県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u></p> <p>カ ～ コ (略)</p> <p>サ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>シ 緊急地震速報、津波警報等発表時や<u>避難勧告</u>等の発令時にとるべき行動</p> <p>ス ～ ㇿ (略)</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>県及び市町村は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。<u>この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。</u></p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p> <p>避難情報の名称変更</p> <p>対策の追加</p>
102	<p>(5) 地震保険の加入促進</p>	<p>(5) 地震保険の加入促進</p>	<p>表記の整理（防</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由																																								
	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、 <u>県、市町村等は、その制度の普及促進に努めるものとする。</u>	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、 <u>家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、県、市町村等は、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</u>	災基本計画の修正（H29.4）																																								
<b>第3編 災害応急対策</b>		<b>第3編 災害応急対策</b>																																									
<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>		<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>																																									
109	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) (略) 2(2) (略) <u>2(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u></td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)～2(3) (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) <u>2(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u>	防災関係機関	(略)	第2節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) (追加)	市町村	2(1)～2(3) (略) (追加)	(追加)	(追加)	(追加)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 災害対策本部の 設置・運営</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) (略) 2(2) (略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(3) (略) <u>1(4) 被災市町村への県職員の派遣</u></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1)～2(3) (略) <u>2(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 <u>災害救助法の適用</u></td> <td>県</td> <td><u>1(1) 災害救助法の適用</u> <u>1(2) 救助の実施</u> <u>1(3) 市町村への委任</u> <u>1(4) 救助の委任の留意点</u> <u>1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>3 救助の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) (削除)	防災関係機関	(略)	第2節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) <u>1(4) 被災市町村への県職員の派遣</u>	市町村	2(1)～2(3) (略) <u>2(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u>	第3節 <u>災害救助法の適用</u>	県	<u>1(1) 災害救助法の適用</u> <u>1(2) 救助の実施</u> <u>1(3) 市町村への委任</u> <u>1(4) 救助の委任の留意点</u> <u>1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u>	市町村	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助	日本赤十字社	3 救助の実施	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																									
第1節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)																																									
	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) <u>2(3) 災害救助法が適用された場合の体制</u>																																									
	防災関係機関	(略)																																									
第2節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) (追加)																																									
	市町村	2(1)～2(3) (略) (追加)																																									
(追加)	(追加)	(追加)																																									
区分	機関名	主な措置																																									
第1節 災害対策本部の 設置・運営	県	(略)																																									
	市町村	2(1) (略) 2(2) (略) (削除)																																									
	防災関係機関	(略)																																									
第2節 職員の派遣要請	県	1(1)～1(3) (略) <u>1(4) 被災市町村への県職員の派遣</u>																																									
	市町村	2(1)～2(3) (略) <u>2(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</u>																																									
第3節 <u>災害救助法の適用</u>	県	<u>1(1) 災害救助法の適用</u> <u>1(2) 救助の実施</u> <u>1(3) 市町村への委任</u> <u>1(4) 救助の委任の留意点</u> <u>1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</u>																																									
	市町村	2(1) 救助の実施 2(2) 県が行う救助の補助																																									
	日本赤十字社	3 救助の実施																																									

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 5 月修正)	修 正 案	改正理由								
		愛知県支部									
	<b>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</b>	<b>第 1 節 災害対策本部の設置・運営</b>									
110	<b>1 県（防災局）における措置</b> (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。	<b>1 県（防災局）における措置</b> (1) 県災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準 本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。	表記の整理								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準（地震・津波災害関係）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td>                             ・ 県内に震度5 弱以上の地震が発生したとき。                              ・ <u>次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。（愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）	気象予警報等による場合	・ 県内に震度5 弱以上の地震が発生したとき。 ・ <u>次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。（愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報）</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準（地震・津波災害関係）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td>                             ・ 県内に震度5 弱以上の地震が発生したとき。                              ・ <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）	気象予警報等による場合	・ 県内に震度5 弱以上の地震が発生したとき。 ・ <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</u>	
設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）										
気象予警報等による場合	・ 県内に震度5 弱以上の地震が発生したとき。 ・ <u>次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。（愛知県外海又は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報）</u>										
設置区分	設置基準（地震・津波災害関係）										
気象予警報等による場合	・ 県内に震度5 弱以上の地震が発生したとき。 ・ <u>愛知県外海又は伊勢・三河湾に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。</u>										
112	<b>2 市町村における措置</b> (3) <u>災害救助法が適用された場合の体制</u> 市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。	<b>2 市町村における措置</b> (削除)	新設する第 3 節に移動。								
112	<b>3 防災関係機関における措置</b> (1) 組織及び活動体制 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。	<b>3 防災関係機関における措置</b> (1) 組織及び活動体制 防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、 <u>お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H28.5））								
	<b>第 2 節 職員の派遣要請</b>	<b>第 2 節 職員の派遣要請</b>									
112	<b>1 県（防災局）における措置</b> (1) ～ (3) (略) (追加)	<b>1 県（防災局）における措置</b> (1) ～ (3) (略) (4) <u>被災市町村への県職員の派遣</u> 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））								

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
113	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</p> <p>市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>																				
	(追加)	<p><b>第3節 災害救助法の適用</b></p>																					
		<p><b>1 県（防災局、県民生活部、健康福祉部、建設部、教育委員会）における措置</b></p> <p>(1) 災害救助法の適用</p> <p>知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(2) 救助の実施</p> <p>知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p> <p>(3) 市町村への委任</p> <p>知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。</p> <p>なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p>	<p>災害救助法に関する記載の充実</p>																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市町村（県が委任）		飲料水の給与	市町村（県が委任）		被服、寝具の給与	市町村（県が委任）		
救助の種類	実施者																						
	局地災害の場合	広域災害の場合																					
避難所の設置	市町村（県が委任）																						
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																						
食品の給与	市町村（県が委任）																						
飲料水の給与	市町村（県が委任）																						
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）																						

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																											
		<table border="1" data-bbox="1144 199 1921 758"> <tr> <td data-bbox="1144 199 1391 279">医療、助産</td> <td data-bbox="1391 199 1630 279">市町村（県が委任）</td> <td data-bbox="1630 199 1921 279">県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 279 1391 316">被災者の救出</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 279 1921 316">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 316 1391 352">住宅の応急修理</td> <td data-bbox="1391 316 1630 352">市町村（県が委任）</td> <td data-bbox="1630 316 1921 352">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 352 1391 405">学用品の給与</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 352 1921 405"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 405 1391 485">市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 405 1921 485">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 485 1391 603">県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 485 1921 603">県（県民生活部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 603 1391 639">埋葬</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 603 1921 639">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 639 1391 676">死体の捜索及び処理</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 639 1921 676">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 676 1391 758">住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 676 1921 758">市町村（県が委任）</td> </tr> </table> <p data-bbox="1115 799 1411 831">(4) 救助の委任の留意点</p> <p data-bbox="1137 836 1966 1023">市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。</p> <p data-bbox="1115 1027 1568 1059">(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託</p> <p data-bbox="1126 1064 1966 1177">知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1104 1182 1659 1214"><b>2 市町村における措置（災害救助法第 13 条）</b></p> <p data-bbox="1115 1219 1305 1251">(1) 救助の実施</p> <p data-bbox="1137 1256 1966 1331">市町村長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。</p> <p data-bbox="1115 1335 1411 1367">(2) 県が行う救助の補助</p> <p data-bbox="1137 1372 1966 1447">市町村長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。</p>	医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）		埋葬	市町村（県が委任）		死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）		<p data-bbox="1975 1219 2170 1287">災害救助法に関する記載の充実</p>
医療、助産	市町村（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																												
被災者の救出	市町村（県が委任）																													
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建設部）																												
学用品の給与																														
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																													
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民生活部、教育委員会）																													
埋葬	市町村（県が委任）																													
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）																													
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）																													



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																
		<p><b>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第 15、16 条）</b>  <u>日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。</u></p>	災害救助法に関する記載の充実																																
	<b>第 2 章 避難行動</b>	<b>第 2 章 避難行動</b>																																	
114	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 2 節 避難の指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>3(1) 洪水等のための立退き指示 3(2) 津波、地すべりのための立退き指示 3(3)～3(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 避難の指示	(略)	(略)	(略)	(略)	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 洪水等のための立退き指示 3(2) 津波、地すべりのための立退き指示 3(3)～3(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 2 節 避難の指示</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県（知事又は知事の命を受けた職員）</td> <td>3(1) 津波のための立退き指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 示 3(3)～3(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 避難の指示	(略)	(略)	(略)	(略)	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 津波のための立退き指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 示 3(3)～3(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																																	
第 2 節 避難の指示	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 洪水等のための立退き指示 3(2) 津波、地すべりのための立退き指示 3(3)～3(4) (略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第 2 節 避難の指示	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3(1) 津波のための立退き指示 3(2) 地すべりのための立退き指示 示 3(3)～3(4) (略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	(略)	(略)																																	
	<b>第 1 節 津波警報等の伝達</b>	<b>第 1 節 津波警報等の伝達</b>																																	
115	<b>3 市町村における措置</b>	<b>3 市町村における措置</b>																																	
116	(3) 市町村は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民への伝達に努めるものとする。	(3) 市町村は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、市町村防災行政無線等により住民への伝達に努めるものとする。 <u>伝達にあたっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））																																
117	<b>6 津波警報等情報の伝達</b> (1) 津波警報、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 <b>伝達系統の図</b> 放送	<b>6 津波警報等情報の伝達</b> (1) 津波警報、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。 <b>伝達系統の図</b> 放送等	表記の整理																																
	<b>第 2 節 避難の指示</b>	<b>第 2 節 避難の指示</b>																																	
118	<b>1 市町村における措置</b> (1) 避難の指示等 ア 避難指示等 津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やか	<b>1 市町村における措置</b> (1) 避難の指示等 ア 津波災害 津波警報等を覚知した場合、 <u>市町村長は直ちに避難指示を行うな</u>	表記の整理（防災基本計画の修																																

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
118	<p>に的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p>（追加）</p> <p><u>その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</u></p> <p><u>なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。</u></p> <p>イ <u>避難準備情報</u></p> <p><u>一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p> <p><u>また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。</u></p> <p>ウ <u>屋内退避</u></p> <p><u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。</u></p> <p>エ <u>対象地域の設定</u></p> <p><u>避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p><b>2 水防管理者における措置</b></p> <p>(1) 立退きの指示</p>	<p>ど、速やかに的確な避難指示（緊急）等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p><u>避難指示（緊急）の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</u></p> <p><u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</u></p> <p>イ <u>地震に伴うその他の災害</u></p> <p><u>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><b>2 水防管理者における措置</b></p> <p>(1) 立退きの指示</p>	<p>正（H29.4）、避難勧告等に関するガイドラインの改定（H26.9）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
119	<p>洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p><b>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</b></p> <p>(1) 洪水等のための立退きの指示 水防管理者の指示と同様</p> <p>(2) 津波、地すべりのための立退きの指示 知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。</p> <p>(4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から避難のための立退きの<u>勧告</u>等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の<u>勧告</u>又は<u>指示</u>を行う。</p>	<p>津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p><b>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</b></p> <p>(1) 津波のための立退きの指示 水防管理者の指示と同様</p> <p>(2) 地すべりのための立退きの指示 知事等は地震に伴う地すべりにより危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、立退きを指示する。</p> <p>(4) 市町村長への助言 知事は、市町村長から避難のための立退きの<u>指示</u>等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 <u>また、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u></p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の<u>指示</u>等を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p> <p>表記の整理</p>
119	<p><b>4 県警察（警察官）における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示する。</p>	<p><b>4 県警察（警察官）における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を指示する。</p>	<p>表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
120	<p><b>7 避難の勧告・指示の内容</b></p> <p>(4) 避難勧告又は<u>指示</u>の理由 (略)</p>	<p><b>7 避難の勧告・指示の内容</b></p> <p>(4) 避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u>の理由 (略)</p>	<p>避難情報の名称変更</p>
<b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b>		<b>第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
122	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ <u>県、市町村及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u></p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ <u>県及び市町村は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。	正（H29.4）
	<b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第 1 節 被害状況等の収集・伝達</b>	
123	<b>1 市町村の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市町村は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市町村長は、被害の発生地域、 <u>避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。	<b>1 市町村の措置</b> (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市町村は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市町村長は、被害の発生地域、 <u>避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u> (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（ <u>外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等</u> ）に連絡するものとする。	避難情報の名称変更  表記の整理（防災基本計画の修正（H29.4））
124	<b>2 県（防災局、関係部局）の措置</b> (7) 人的被害の数の一元的な集約・整理 県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。	<b>2 県（防災局、関係部局）の措置</b> (7) 人的被害の数の一元的な集約・整理 県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市町村、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。 <u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
125	<b>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b> (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。	<b>4 被害状況等の一般的収集、伝達系統</b> (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（ <u>画像情報を含む</u> ）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
	<b>第 2 節 通信手段の確保</b>	<b>第 2 節 通信手段の確保</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
128 129	<p><b>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(ア) 災害時優先電話</p> <p>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時<b>有線</b>電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</p> <p>(イ) 非常扱いの電報</p> <p><u>天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u></p>	<p><b>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(7) 電話・電報施設の優先利用</p> <p>ア 一般電話及び電報</p> <p>(ア) 災害時優先電話</p> <p>災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時<b>優先</b>電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。</p> <p>(イ) 非常扱いの電報</p> <p><u>天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>サービスの終了</p>
	<b>第 3 節 広報</b>	<b>第 3 節 広報</b>	
130	<p><b>3 各機関の措置</b></p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>イ 防災行政無線、<u>オフトーク通信の放送</u></p>	<p><b>3 各機関の措置</b></p> <p>(2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。</p> <p>イ 防災行政無線</p>	サービスの終了
	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第 1 節 応援協力</b>	<b>第 1 節 応援協力</b>	
133 134	<p><b>1 県（防災局）における措置</b></p> <p>(5) 市町村に対する応援</p> <p>イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。</p>	<p><b>1 県（防災局）における措置</b></p> <p>(5) 市町村に対する応援</p> <p>イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市町村の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。<u>さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。</u></p>	対策の追加（熊本地震の課題検証報告）

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																																																																																																		
	(追加)	◆ 附属資料第 15「被災市町村広域応援の実施に関する協定書」																																																																																																																			
	<b>第 5 章 救出・救助対策</b>	<b>第 5 章 救出・救助対策</b>																																																																																																																			
	<b>第 1 節 救出・救助活動</b>	<b>第 1 節 救出・救助活動</b>																																																																																																																			
147	<p><b>9 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>9 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理																																																																																																																		
	<b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>																																																																																																																			
157	<p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○県域を越えた協力体制の確立</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○DPAT の派遣及び派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市町村</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○地域災害医療対策会議への参画</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○DPAT の派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	県	(略)				○県域を越えた協力体制の確立				○保健活動及び心のケア			→	○DPAT の派遣及び派遣要請			→	○防疫組織の編成				○防疫活動			→		市町村	(略)				○地域災害医療対策会議への参画				○保健活動及び心のケア			→	○DPAT の派遣要請			→	○防疫組織の編成				○防疫活動			→		<p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3 日</th> <th>1 週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○県域を越えた協力体制の確立</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○DPAT の派遣及び派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市町村</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○地域災害医療対策会議への参画</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ DPAT の派遣要請</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期	県	(略)				○県域を越えた協力体制の確立				○DPAT の派遣及び派遣要請			→	○保健活動及び心のケア			→	○防疫組織の編成				○防疫活動			→		市町村	(略)				○地域災害医療対策会議への参画				○ DPAT の派遣要請			→	○保健活動及び心のケア			→	○防疫組織の編成				○防疫活動			→		表記の整理
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																																																																																																																	
県	(略)																																																																																																																				
	○県域を越えた協力体制の確立																																																																																																																				
	○保健活動及び心のケア			→																																																																																																																	
	○DPAT の派遣及び派遣要請			→																																																																																																																	
	○防疫組織の編成																																																																																																																				
○防疫活動			→																																																																																																																		
市町村	(略)																																																																																																																				
	○地域災害医療対策会議への参画																																																																																																																				
	○保健活動及び心のケア			→																																																																																																																	
	○DPAT の派遣要請			→																																																																																																																	
	○防疫組織の編成																																																																																																																				
○防疫活動			→																																																																																																																		
機関名	発災	3 日	1 週間	復旧対応期																																																																																																																	
県	(略)																																																																																																																				
	○県域を越えた協力体制の確立																																																																																																																				
	○DPAT の派遣及び派遣要請			→																																																																																																																	
	○保健活動及び心のケア			→																																																																																																																	
	○防疫組織の編成																																																																																																																				
○防疫活動			→																																																																																																																		
市町村	(略)																																																																																																																				
	○地域災害医療対策会議への参画																																																																																																																				
	○ DPAT の派遣要請			→																																																																																																																	
	○保健活動及び心のケア			→																																																																																																																	
	○防疫組織の編成																																																																																																																				
○防疫活動			→																																																																																																																		
158	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 医療救護</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(10) (略) 1(11) DPAT の派遣 1(12) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	1(1)～1(10) (略) 1(11) DPAT の派遣 1(12) (略)	(略)	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 医療救護</td> <td>県</td> <td>1(1)～1(10) (略) 1(11) <u>愛知</u>DPAT の派遣 1(12) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	1(1)～1(10) (略) 1(11) <u>愛知</u> DPAT の派遣 1(12) (略)	(略)	(略)	表記の整理																																																																																																		
区分	機関名	主な措置																																																																																																																			
第 1 節 医療救護	県	1(1)～1(10) (略) 1(11) DPAT の派遣 1(12) (略)																																																																																																																			
	(略)	(略)																																																																																																																			
	区分	機関名	主な措置																																																																																																																		
第 1 節 医療救護	県	1(1)～1(10) (略) 1(11) <u>愛知</u> DPAT の派遣 1(12) (略)																																																																																																																			
	(略)	(略)																																																																																																																			

地震・津波災害対策計画

頁	現行 (平成 28 年 5 月修正)	修正案	改正理由
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
158	<b>第 1 節 医療救護</b> <b>1 県 (健康福祉部) における措置</b> (1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。	<b>第 1 節 医療救護</b> <b>1 県 (健康福祉部) における措置</b> (1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 <u>この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28.5))
159	(11) DPATの派遣 県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。 (追加)	(11) 愛知DPATの派遣 <u>ア 県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。</u> <u>イ 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。</u>	表記の整理
160	(12) DPATの派遣要請 <u>ア 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、DPATの編成・派遣等を依頼する。</u> <u>イ 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してDPATの派遣要請を行う。</u> <u>ウ 県は、DPATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u>	(12) DPATの派遣要請 (削除)	表記の整理
160	<b>◆附属資料第 15「愛知DPATに関する協定書 (県対県精神科病院協会)」</b> <b>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> (2) 日本赤十字社愛知県支部は、県からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。	<b>◆附属資料第 15「愛知DPATに関する協定書」</b> <b>5 日本赤十字社愛知県支部における措置</b> (2) 日本赤十字社愛知県支部は、 <u>災害救助法による県からの委託</u> 又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。	表記の整理
160	<b>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等</b>	<b>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等</b>	
161	(2) DPAT イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力	(2) DPAT イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
161 162	<p>を得て活動を行う。</p> <p><b>10 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p><b>14 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>を得て編成し、活動を行う。</p> <p><b>10 医薬品その他衛生材料の確保</b></p> <p>(3) 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、<u>災害薬事コーディネーター</u>とともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。</p> <p><b>14 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>対策の追加</p> <p>災害救助法に関する記載の充実</p>
<b>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</b>		<b>第 8 章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
<b>第 1 節 道路交通規制等</b>		<b>第 1 節 道路交通規制等</b>	
169 170	<p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、<u>道路管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p>	<p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(4) 強制排除措置</p> <p>エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、<u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正（H28.5）</p>
171	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p>	<p><b>3 自動車運転者の措置</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、<u>するか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし</u>、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p>	<p>交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示）の改正</p>
172	(3) (略)	(3) (略)	災害対策基本法



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由
172	<p>ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 相互協力</b></p> <p>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p>	<p>ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。</p> <p><b>4 相互協力</b></p> <p>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</p>	<p>の一部改正 (H28.5)</p> <p>災害対策基本法 の一部改正 (H28.5)</p>
<b>第2節 道路施設対策</b>			
172	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p>	<p><b>1 中部地方整備局における措置</b></p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 エ 道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p>	表記の整理
174	<p><b>3 県（建設部）における措置</b></p> <p>(4) 情報の提供 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。</p>	<p><b>3 県（建設部）における措置</b></p> <p>(4) 情報の提供 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。</p>	表記の整理
<b>第3節 空港施設対策</b>			
177	<p><b>（愛知県名古屋飛行場）</b></p> <p><b>3 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事 名古屋空港事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。 なお、必要があると認めたときは、自衛隊はこれに協力する。</p>	<p><b>（愛知県名古屋飛行場）</b></p> <p><b>3 県（名古屋空港事務所）における措置</b></p> <p>(1) 施設の使用停止及び応急工事 県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。 なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。</p>	表記の整理
177	<p><b>4 自衛隊における措置</b></p> <p>自衛隊は、名古屋空港事務所が施設の使用を一時停止する措置を講じた場合、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>	<p><b>4 自衛隊における措置</b></p> <p>自衛隊は、県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する措置を講じた場合、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。</p>	表記の整理
<b>第4節 港湾・漁港施設対策</b>			
177	<p><b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b></p> <p>(2) 輸送機能の確保</p>	<p><b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b></p> <p>(2) 輸送機能の確保</p>	災害対策基本法

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																
	<p>耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p>また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。</p>	<p><u>ア</u> 耐震強化岸壁等が緊急時に十分機能を発揮できるよう関係機関と調整の上、海上漂流物等障害物の除去を実施し、輸送船舶の安全航行の確保を図るとともに、広場等の確保及び背後地の陸上輸送網との接続を図る。耐震強化岸壁から背後地の緊急輸送道路へアクセスする臨港道路については、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低一車線を確保する。</p> <p>また、輸送経路との連携を考慮したヘリポートとして利用可能な土地を確保する。</p> <p><u>イ</u> <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。</u></p> <p><u>運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p>	<p>が一部改正 (H28.5)されたため</p>																
180	<p><b>第 6 節 緊急輸送手段の確保</b></p> <p><b>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b></p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 6 節 緊急輸送手段の確保</b></p> <p><b>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b></p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p><u>(7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア</u></p>	<p>バス及びタクシー協会との協定締結</p>																
	<p><b>第 9 章 浸水・津波対策</b></p>	<p><b>第 9 章 浸水・津波対策</b></p>																	
182	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="219 1010 1055 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 津波対策</td> <td>関係市町村</td> <td>1(1) 情報の伝達 1(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> 1(3) 津波の自衛措置</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達 1(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> 1(3) 津波の自衛措置	県	(略)	<p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1108 1010 1944 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 津波対策</td> <td>関係市町村</td> <td>1(1) 情報の伝達 1(2) <u>避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> 1(3) 津波の自衛措置</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達 1(2) <u>避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> 1(3) 津波の自衛措置	県	(略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																	
第 2 節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達 1(2) <u>避難指示等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> 1(3) 津波の自衛措置																	
	県	(略)																	
区分	機関名	主な措置																	
第 2 節 津波対策	関係市町村	1(1) 情報の伝達 1(2) <u>避難指示（緊急）等の発令、海岸線の監視、巡回等</u> 1(3) 津波の自衛措置																	
	県	(略)																	
	<p><b>第 1 節 浸水対策</b></p>	<p><b>第 1 節 浸水対策</b></p>																	
182	<p><b>県（建設部、農林水産部）、市町村及び関係機関における措置</b></p>	<p><b>県（建設部、農林水産部）、市町村及び関係機関における措置</b></p>																	
183	<p>(2) 浸水対策資機材</p> <p><u>ウ 地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧などに大量の土砂が必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急</u></p>	<p>(2) 浸水対策資機材 (削除)</p>	<p>災害予防に関する記載であるため。</p>																

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由																		
	がれると想定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策を定めるものとする。																				
	<b>第 2 節 津波対策</b>	<b>第 2 節 津波対策</b>																			
183	<b>1 関係市町村における措置</b> (2) <u>避難指示</u> 等の発令、海岸線の監視、巡回等 イ 関係市町村は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市町村防災行政無線（同報系無線）、広報車等により <u>避難指示</u> 等を発令するとともに、避難所の開設を行う。 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への <u>避難指示</u> 、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。	<b>1 関係市町村における措置</b> (2) <u>避難指示（緊急）</u> 等の発令、海岸線の監視、巡回等 イ 関係市町村は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市町村防災行政無線（同報系無線）、広報車等により <u>避難指示（緊急）</u> 等を発令するとともに、避難所の開設を行う。 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への <u>避難の指示</u> 、漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。	避難情報の名称変更																		
	<b>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>																			
185	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援対策</td> <td>県</td> <td>2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	市町村	(略)	要配慮者支援対策	県	2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 (追加)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 2 節</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者支援対策</td> <td>県</td> <td>2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 2(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 2 節	市町村	(略)	要配慮者支援対策	県	2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 2(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第 2 節	市町村	(略)																			
要配慮者支援対策	県	2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 (追加)																			
区分	機関名	主な措置																			
第 2 節	市町村	(略)																			
要配慮者支援対策	県	2(1) 情報収集・支援体制の整備 2(2) 広域調整・市町村支援 2(3) 多言語による情報発信 2(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備																			
	<b>第 1 節 避難所の開設・運営</b>	<b>第 1 節 避難所の開設・運営</b>																			
186	<b>1 市町村における措置</b> (2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>民間賃貸住宅</u> 、 <u>旅館</u> ・ <u>ホテル</u> 等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。	<b>1 市町村における措置</b> (2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <u>旅館</u> ・ <u>ホテル</u> 等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。	表記の整理（防災基本計画の修正（H28.5））																		

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
187	<p>(4) 避難所の運営</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応            避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営            避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請            市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ、<u>これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における被災者支援に関する協定書（愛知県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合、愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合、愛知県クリーニング生活衛生同業組合）」</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>◆ 附属資料第 9「市町村別緊急避難場所・避難所」</p>	<p>(4) 避難所の運営</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応            避難所のハード面の問題や、他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営            避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有したNPO</u>やボランティア等の協力が得られるよう努めること。</p> <p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請            市町村は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ<u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における被災者支援に関する協定書（愛知県理容生活衛生同業組合、愛知県美容業生活衛生同業組合、愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合、愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合、愛知県クリーニング生活衛生同業組合）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定書（県対一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における動物救護活動に関する協定書」（県対公益社団法人愛知県獣医師会）」</p> <p>◆ 附属資料第 9「市町村別緊急避難場所・避難所」</p>	<p>対策の追加（熊本地震の課題検証報告）</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>協定の締結</p> <p>協定の締結</p>
188	<p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機</p>	<p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由
	<p>関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
188	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣（<u>ボランティアセンターを通じて依頼</u>）</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	表記の整理
188	<p><b>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</b></p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p><b>2 県（健康福祉部、県民生活部）における措置</b></p> <p>(1)～(3)（略）</p>	
189	<p>(追加)</p>	<p><u>(4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備</u></p> <p>災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、<u>市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。</u></p>	対策の追加（「手話言語・障害者コミュニケーション条例」の制定）
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第1節 給水</b>	<b>第1節 給水</b>	
191	<p><b>4 応援体制</b></p> <p>(6) 県は、市町村への応援事項について、自衛隊あるいは<u>他府県等</u>への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性確保するものとする。</p>	<p><b>4 応援体制</b></p> <p>(6) 県は、市町村への応援事項について、自衛隊あるいは<u>国等</u>への応援を要請する。特に近隣県からの応援は初動に有効となるため、応援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性確保するものとする。</p>	厚生労働省防災業務計画との整合を図るため
191	<p><b>5 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>5 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由
	<b>第 2 節 食品の供給</b>	<b>第 1 節 食品の供給</b>	
191	<b>1 市町村における措置</b>	<b>1 市町村における措置</b>	
192	(3) 米穀の原料調達 イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	(3) 米穀の原料調達 イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	表記の整理
192	<b>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</b> (略) ◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」 (追加)  (略)	<b>2 県（防災局、農林水産部、産業労働部）における措置</b> (略) ◆ 附属資料第 15「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対県生活協同組合連合会）」 ◆ 附属資料第 15「災害時における燃料及び応急生活物資供給等の協力に関する協定書（県対 JA グループ愛知）」 (略)	協定の締結
193	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第 3 節 生活必需品の供給</b>	<b>第 3 節 生活必需品の供給</b>	
193	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第 1 2 章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	<b>第 1 2 章 環境汚染防止及び地域安全対策</b>	
	<b>第 2 節 地域安全対策</b>	<b>第 2 節 地域安全対策</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
195	<p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対策及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動</p> <p>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備印の出動要請を行うものとする。</p>	<p><b>1 県警察における措置</b></p> <p>(1) 社会秩序の維持対策</p> <p>ア <u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行方不明者発見・保護活動</p> <p>行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。</p> <p>(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請</p> <p>警察本部長は、<u>被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
<b>第 13 章 遺体の取扱い</b>		<b>第 13 章 遺体の取扱い</b>	
<b>第 1 節 遺体の捜索</b>		<b>第 1 節 遺体の捜索</b>	
197	<p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>
<b>第 2 節 遺体の処理</b>		<b>第 2 節 遺体の処理</b>	
198	<p><b>4 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p><b>4 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>
<b>第 3 節 遺体の埋火葬</b>		<b>第 3 節 遺体の埋火葬</b>	
199	<b>3 災害救助法の適用</b>	<b>3 災害救助法の適用</b>	

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成28年5月修正）	修正案	改正理由
	<p>災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>災害救助法が適用された場合、「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>表記の整理</p>
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
200	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。</p> <p>○ <u>復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u></p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>
	<b>第1節 電力施設対策</b>	<b>第1節 電力施設対策</b>	
201	<b>中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</b>	<b>中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置</b>	
202	<p>(7) 広域運営による応援</p> <p><u>「非常災害時における応急応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u></p>	<p>(7) 広域運営による応援</p> <p><u>電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u></p>	<p>運用の見直し</p>
	<b>第3節 上水道施設対策</b>	<b>第3節 上水道施設対策</b>	
204	<b>水道事業者（県（健康福祉部、企業庁）及び市町村）における措置</b>	<b>水道事業者（県（健康福祉部、企業庁）及び市町村）における措置</b>	
205	<p>(2) 応援の要請</p> <p>ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは<u>他府県等</u>への応援を要請する。</p>	<p>(2) 応援の要請</p> <p>ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは<u>国等</u>への応援を要請する。</p>	<p>厚生労働省防災業務計画との整合を図るため</p>
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>	
209	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。</p> <p>(追加)</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ あらかじめ登録された<u>各種調査</u>の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。</p> <p>○ 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有しているこ</p>	<p>対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））</p>



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		とを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。	
	<b>第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b>	<b>第 1 節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b>	
211	<b>2 市町村における措置</b> (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。	<b>2 市町村における措置</b> (2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 <u>判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</u>	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））
	<b>第 6 節 障害物の除去</b>	<b>第 6 節 障害物の除去</b>	
215	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、 <u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	<b>3 災害救助法の適用</b> 災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	表記の整理
	<b>第 16 章 学校における対策</b>	<b>第 16 章 学校における対策</b>	
	<b>第 4 節 教科書・学用品等の給与</b>	<b>第 4 節 教科書・学用品等の給与</b>	
219	<b>1 県（教育委員会）における措置</b> (1) 文部科学省等に対する応援要請 県は、自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市町村からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求めらる。	<b>1 県（県民生活部、教育委員会）における措置</b> (1) 文部科学省等に対する応援要請 県は、 <u>県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市町村からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求めらる。</u>	表記の整理
219	<b>2 市町村における措置</b> (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。	<b>2 市町村における措置</b> (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 市町村は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市町村立小・中学校等の児童及び生徒に対して、教科書・	表記の整理

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
219	<p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>直接の事務は、当該市町村で行われる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	<p>学用品等を給与する。</p> <p><b>3 災害救助法の適用</b></p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、<u>当該市町村が実施することとなる。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p>	表記の整理																				
<b>第 4 編 災害復旧・復興</b>		<b>第 4 編 災害復旧・復興</b>																					
221	<b>(追加)</b>	<b>第 1 章 復興体制</b>	対策の追加																				
		<p><b>■基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。</u></li> <li>○ <u>大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。</u></li> <li>○ <u>県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。</u></li> <li>○ <u>被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。</u></li> </ul> <p><b>■主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1108 973 1915 1444"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 復興本部の設置等</td> <td rowspan="3">県</td> <td>1(1) 県復興本部の設置</td> </tr> <tr> <td>1(2) 県復興本部の組織及び運営</td> </tr> <tr> <td>1(3) 本部会議の開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 市町村復興計画の策定</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 節 職員の派遣要請</td> <td rowspan="3">県</td> <td>1(1) 国の職員の派遣要請</td> </tr> <tr> <td>1(2) 他都道府県の職員の派遣要請</td> </tr> <tr> <td>1(3) 職員派遣のあっせん要求</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 1 節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置	1(2) 県復興本部の組織及び運営	1(3) 本部会議の開催	第 2 節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定	市町村	2(1) 市町村復興計画の策定	第 3 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請	1(2) 他都道府県の職員の派遣要請	1(3) 職員派遣のあっせん要求	市町村	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>
区分	機関名	主な措置																					
第 1 節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置																					
		1(2) 県復興本部の組織及び運営																					
		1(3) 本部会議の開催																					
第 2 節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定																					
	市町村	2(1) 市町村復興計画の策定																					
第 3 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請																					
		1(2) 他都道府県の職員の派遣要請																					
		1(3) 職員派遣のあっせん要求																					
	市町村	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市町村の職員の派遣要請																					

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		3(3) 職員派遣のあっせん要求	
		<b>第 1 節 復興本部の設置等</b>	
		<p><b>1 県における措置</b></p> <p>(1) 県復興本部の設置  <u>本県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（知事）が判断した場合、復興本部を設置する。</u></p> <p>(2) 県復興本部の組織及び運営  <u>本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。</u></p> <p>(3) 本部会議の開催  <u>本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。</u></p>	対策の追加
		<b>第 2 節 復興計画等の策定</b>	
		<p><b>1 県（政策企画局）における措置</b></p> <p>(1) 県復興方針の策定  <u>県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。</u>  <u>なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」第 2 条第 1 号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第 9 条に基づく県復興方針を定めることとなる。</u></p> <p>(2) 県復興計画の策定  <u>県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。</u></p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 市町村復興計画の策定</p>	対策の追加

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		<p><u>特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市町村復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u></p>	
		<p><b>第 3 節 職員の派遣要請</b></p>	
		<p><b>1 県（総務部）における措置</b></p> <p><u>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）</u>  知事は、<u>特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）</u>  知事は、<u>都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）</u>  知事は、<u>内閣総理大臣に対し復興法第 53 条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u>  <u>また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。</u></p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p><u>(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）</u>  市町村長は、<u>特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）</u>  市町村長は、<u>市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。</u></p> <p><u>(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）</u>  市町村長は、<u>知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由
		<p>関の職員の派遣について、あつせんを求めることができる。</p> <p>また、市町村長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あつせんを求めることができる。</p>	
221	<p><b>第 1 章 公共施設等災害復旧対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第 2 章 公共施設等災害復旧対策</b></p> <p>(略)</p>	表記の整理
225	<p><b>第 2 章 災害廃棄物処理対策</b></p>	<p><b>第 3 章 災害廃棄物処理対策</b></p>	表記の整理
	<p><b>災害廃棄物処理対策</b></p>	<p><b>災害廃棄物処理対策</b></p>	
225	<p><b>1 県（環境部）における措置</b></p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（県対県解体工事業連合会）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（県対フロン回収・処理推進協議会）」</p>	<p><b>1 県（環境部）における措置</b></p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（<u>県対県衛生事業共同組合、県産業廃棄物協会、県解体工事業連合会、県建設業協会、県土木研究会、日本建設業連合会中部支部</u>）」</p> <p>◆ 附属資料第 15「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（<u>県対フロン類排出抑制推進協議会</u>）」</p>	<p>協定の締結</p> <p>名称の変更</p>
225	<p><b>2 市町村における措置</b></p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p>	
226	<p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>災害時の支援体制</p>	<p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>(略)</p> <p>災害時の支援体制</p>	<p>愛知県災害廃棄物処理計画の策定及び協定の締結</p>

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																				
227	<b>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き</b> (略)	<b>第 4 章 震災復興都市計画の手続き</b> (略)	表記の整理																				
229	<b>第 4 章 被災者等の再建等の支援</b>	<b>第 5 章 被災者等の生活再建等の支援</b>	表記の整理																				
229 230	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 4 節 住宅等対策</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅金融支援機構東海支店</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 住宅等対策	県	(略)	市町村	(略)	住宅金融支援機構東海支店	(略)	<b>■主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 4 節 住宅等対策</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人住宅金融支援機構</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 4 節 住宅等対策	県	(略)	市町村	(略)	独立行政法人住宅金融支援機構	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																					
第 4 節 住宅等対策	県	(略)																					
	市町村	(略)																					
	住宅金融支援機構東海支店	(略)																					
区分	機関名	主な措置																					
第 4 節 住宅等対策	県	(略)																					
	市町村	(略)																					
	独立行政法人住宅金融支援機構	(略)																					
230	<b>第 1 節 罹災証明書の交付等</b> <b>1 県（防災局）における措置</b> (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調整・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。	<b>第 1 節 罹災証明書の交付等</b> <b>1 県（防災局）における措置</b> (1) 市町村の支援等 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調整・判定方法にばらつきが生じることのないよう、 <u>定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により</u> 、被災市町村間の調整を図る。	対策の追加（防災基本計画の修正（H29.4））																				
234	<b>第 4 節 住宅等対策</b> <b>3 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</b> (略)	<b>第 4 節 住宅等対策</b> <b>3 独立行政法人住宅金融支援機構における措置</b> (略)	表記の整理																				
237	<b>第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援</b>	<b>第 6 章 商工業・農林水産業の再建支援</b>	表記の整理																				
238 238	<b>第 2 節 農林水産業の再建支援</b> <b>1 県（農林水産部）における措置</b> (3) 施設復旧 第 1 章 公共施設等災害復旧対策 参照 <b>2 市町村における措置</b> (3) 施設復旧	<b>第 2 節 農林水産業の再建支援</b> <b>1 県（農林水産部）における措置</b> (3) 施設復旧 第 2 章 公共施設等災害復旧対策 参照 <b>2 市町村における措置</b> (3) 施設復旧	表記の整理  表記の整理																				

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
	第 1 章 公共施設等災害復旧対策 参照	第 2 章 公共施設等災害復旧対策 参照													
	<b>第 5 編 東海地震に関する事前対策</b>	<b>第 5 編 東海地震に関する事前対策</b>													
	<b>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>	<b>第 3 章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b>													
	<b>第 1 節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</b>	<b>第 1 節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保</b>													
248	<p><b>1 県（防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部）における措置</b></p> <p>(1) 主要食糧の確保 ア～ウ（略）</p> <p>◆ 附属資料第 8「東海農政局」</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め 3 団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め 1 3 団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p>	<p><b>1 県（防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部）における措置</b></p> <p>(1) 主要食糧の確保 ア～ウ（略）</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め 3 団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め 1 3 団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p>	<p>附属資料の見直し</p> <p>表記の整理</p>												
	<b>第 4 章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第 4 章 発災に備えた直前対策</b>													
252	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>日本放送協会名古屋放送局</td> <td>7(1) 防災組織の整備及び県・市町村への協力 7(2) (略) 7(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	7(1) 防災組織の整備及び県・市町村への協力 7(2) (略) 7(3) (略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>日本放送協会名古屋放送局</td> <td>7(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力 7(2) (略) 7(3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	7(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力 7(2) (略) 7(3) (略)	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	7(1) 防災組織の整備及び県・市町村への協力 7(2) (略) 7(3) (略)													
区分	機関名	主な措置													
第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	日本放送協会名古屋放送局	7(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力 7(2) (略) 7(3) (略)													
256															
	<b>第 1 節 避難対策</b>	<b>第 1 節 避難</b>													
258	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難対象地区の周知 市町村は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示等の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難勧告・指示等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難対象地区の周知 市町村は、警戒宣言が発せられた場合において避難指示（緊急）等の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難勧告等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する</p>	<p>避難情報の名称変更</p>												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由																																								
259	<p>事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。                      なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p><b>3 県警察における措置</b></p> <p>(1) 避難の際における警告、指示等                      (略)</p> <p>この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、<u>も</u>しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。</p>	<p>注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。                      なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p><b>3 県警察における措置</b></p> <p>(1) 避難の際における警告、指示等                      (略)</p> <p>この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、<u>若</u>しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。</p>	表記の整理																																								
<b>第 2 節 消防、浸水等対策</b>		<b>第 2 節 消防、浸水等対策</b>																																									
260	<p><b>2 県（防災局、建設部、関係部局）における措置</b>                      (略)</p>	<p><b>2 県（防災局、建設部、<u>農林水産部、関係部局</u>）における措置</b>                      (略)</p>	主体の明記																																								
<b>第 4 節 道路交通対策</b>		<b>第 4 節 道路交通対策</b>																																									
261	<p><b>1 県公安委員会における措置</b></p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(ア) 第 1 次</p> <p>a 強化地域規制</p> <p>次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する I C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>県内全 IC</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td>せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周線（北進）を除く県内全 IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋瀬戸道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>県内全 IC</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	流入を制限する I C	東名高速道路	県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)	(追加)	(追加)	伊勢湾岸自動車道	県内全 IC	東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周線（北進）を除く県内全 IC	名古屋瀬戸道路	全 IC	東名阪自動車道	県内全 IC	(追加)	(追加)	名古屋高速道路	全 IC	知多半島道路	全 IC	<p><b>1 県公安委員会における措置</b></p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(ア) 第 1 次</p> <p>a 強化地域規制</p> <p>次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する I C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)</td> </tr> <tr> <td><u>新東名高速道路</u></td> <td><u>県内全 IC</u></td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸自動車道</td> <td>県内全 IC</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> <td>せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周線（北進）を除く県内全 IC</td> </tr> <tr> <td>名古屋瀬戸道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>東名阪自動車道</td> <td>県内全 IC</td> </tr> <tr> <td><u>名古屋第二環状自動車道</u></td> <td><u>全 IC</u></td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td><u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</u></td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	流入を制限する I C	東名高速道路	県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)	<u>新東名高速道路</u>	<u>県内全 IC</u>	伊勢湾岸自動車道	県内全 IC	東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周線（北進）を除く県内全 IC	名古屋瀬戸道路	全 IC	東名阪自動車道	県内全 IC	<u>名古屋第二環状自動車道</u>	<u>全 IC</u>	名古屋高速道路	<u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</u>	知多半島道路	全 IC	新規路線供用開始（新東名高速道路）、路線名称の変更（名古屋第二環状自動車道）、流入を制限する IC の整理（名古屋高速道路）
路線名	流入を制限する I C																																										
東名高速道路	県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)																																										
(追加)	(追加)																																										
伊勢湾岸自動車道	県内全 IC																																										
東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周線（北進）を除く県内全 IC																																										
名古屋瀬戸道路	全 IC																																										
東名阪自動車道	県内全 IC																																										
(追加)	(追加)																																										
名古屋高速道路	全 IC																																										
知多半島道路	全 IC																																										
路線名	流入を制限する I C																																										
東名高速道路	県内全 IC(春日井 IC 下り線を除く)																																										
<u>新東名高速道路</u>	<u>県内全 IC</u>																																										
伊勢湾岸自動車道	県内全 IC																																										
東海環状自動車道	せと品野 IC 及びせと赤津 IC 内周線（北進）を除く県内全 IC																																										
名古屋瀬戸道路	全 IC																																										
東名阪自動車道	県内全 IC																																										
<u>名古屋第二環状自動車道</u>	<u>全 IC</u>																																										
名古屋高速道路	<u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</u>																																										
知多半島道路	全 IC																																										



地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修正案	改正理由												
264	<table border="1" data-bbox="327 199 1079 319"> <tr> <td>南知多道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </table>	南知多道路	全 IC	知多横断道路	全 IC	中部国際空港連絡道路	全 IC	<table border="1" data-bbox="1211 199 1964 319"> <tr> <td>南知多道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多横断道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港連絡道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </table>	南知多道路	全 IC	知多横断道路	全 IC	中部国際空港連絡道路	全 IC	
南知多道路	全 IC														
知多横断道路	全 IC														
中部国際空港連絡道路	全 IC														
南知多道路	全 IC														
知多横断道路	全 IC														
中部国際空港連絡道路	全 IC														
264	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p>	<p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。</p>	表記の整理												
264	<p><b>2 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置</b></p> <p>(2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	<p><b>2 県（防災局、建設部、関係部局）、県公安委員会及び道路管理者における措置</b></p> <p>(2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p>	交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示）の改正												
	<b>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>	<b>第 9 節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</b>													
272	<p><b>7 日本放送協会名古屋放送局における措置</b></p> <p>(1) 防災組織の整備及び県・市町村への協力</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。</p>	<p><b>7 日本放送協会名古屋放送局における措置</b></p> <p>(1) 防災組織の整備及び県・市町村との協力</p> <p>日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県および市町村と協力して減災・防災に向けた活動を行う。</p>	表記の整理												
	<b>第 1 1 節 金融対策</b>	<b>第 1 1 節 金融対策</b>													
	<p><b>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</b></p> <p>(3) 証券会社等への措置</p> <p>ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第 4 編第 1 章第 2 節 1 (2) ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>(4) 電子債権記録機関への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応</p>	<p><b>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</b></p> <p>(3) 証券会社等への措置</p> <p>ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応</p> <p>(オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第 4 編第 5 章第 3 節 1 (2) ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p> <p>(4) 電子債権記録機関への措置</p> <p>ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応</p>	表記の整理												

地震・津波災害対策計画

頁	現行（平成 28 年 5 月修正）	修 正 案	改正理由
	<p>(オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第 4 編第 <u>1</u> 章第 2 節 1 (2) エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p>	<p>(オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第 4 編第 <u>5</u> 章第 3 節 1 (2) エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。</p>	